

### 小山内総合法務事務所

Tel:042-773-3823

Mail:osanai.kazue8@gmail.com

ホームページ:

<http://osanai-houmu.com/>



#### <提供サービス>

- ・遺言書
- ・遺産分割協議書
- ・相続手続き
- ・成年後見
- ・生前贈与
- ・事業承継
- ・家族信託
- ・ファイナンシャルプランニング 他

この会報は、お世話になった方々やセミナー参加者にお届けしています。お届け先様からのご相談は初回無料で承っています。



今回のテーマは「相続税が多ければ」です。

相続税の計算方法については、2023年10月号でご説明しました。

<http://osanai-houmu.com/wp-content/uploads/2023/10/6036f534ffb519c13c1e62954d24908a-1.pdf>

想定される相続財産に相続税がかかると判断された場合には、その準備をしなければなりません。つまり、納税資金を用意するということです。その他に、節税対策も必要です。ここでは節税対策についてご説明します。

節税対策の一つ目は、生命保険です。生命保険の死亡保険金は、民法上は保険金受取人の固有財産になり遺産分割の対象には含まれませんが、相続税法上は、「みなし相続財産」として扱われ課税対象となります。その特例として「500万円×法定相続人の数」までは非課税となります。このため、生命保険を使った節税対策は有効だと言えます。

生前の暦年贈与も有効な節税対策の一つです。年110万円の基礎控除が利用できるからです。ただ、基礎控除を利用した暦年贈与は、相続開始前3年分は、相続財産に加算され課税されます。これを「持ち戻し」といいます。この3年の期間が、2028年から段階的に7年に拡大されることになりました。仮に親が毎年100万円ずつ贈与した場合、親の相続が発生すると、現行ではその前3年間に贈与した300万円が持ち戻されることとなりますが、2031年以降は7年間で600万円が持ち戻されることとなります。(相続開始前4年から7年までの贈与については、合計額から100万円を控除できるためこの額となります)。

相続時精算課税制度というものもあります。この制度は、60歳以上の親や祖父母が、18歳以上の子や孫に、回数や期間を問わず2500万円まで非課税で贈与できるというものです。ただし、親や祖父母の相続が発生した際は非課税で贈与した分も相続財産にプラスされ、相続課税の対象となります。つまり、完全な意味での節税にはなりません。この制度は、資金需要の多い若い世代に早くから親の財産を移すことにより、若い世代の生活の糧とするとともに、景気の刺激策となることが期待されているものだとされています。

これに加え、2024年1月からは制度内に基礎控除(年110万円)が創設され、相続発生時に相続税の課税対象とされるのはこの基礎控除を引いた後の残額となりました。基礎控除は相続時精算課税制度の2500万円の非課税枠とは別の扱いとなり、相続発生前7年以内の贈与でも年110万円までは課税対象となる相続財産に加算されないこととなりました。また、110万円までなら毎年の申告も不要になりました。

暦年贈与の節税効果が薄れる一方で、使い勝手が良くなるのが相続時精算課税制度です。しかし、どの家庭でも相続時精算課税制度が有利に働くとは限りません。相続時精算課税制度は一度選択すると取り消しができないため、専門家の意見を聞くなどして慎重に検討する必要があります。